

令和 8 年度
平田浄水場
沈澱池等清掃及び汚泥移送業務委託
仕 様 書

山形県企業局

第1章 総括事項

第1節 一般事項

1 仕様書の適用

この仕様書は、令和8年度 平田浄水場沈澱池等清掃及び汚泥移送業務委託に適用する。

2 業務名

令和8年度 平田浄水場沈澱池等清掃及び汚泥移送業務委託

3 業務概要

- (1) 沈澱池（フロック形成池及び中間塩素混和池含む）の排泥清掃作業
- (2) 調整池の排泥清掃作業
- (3) 濃縮槽(No.1)の排泥清掃作業
- (4) 排水池及び排泥池の排泥清掃作業
- (5) 汚泥吸引車により吸引した汚泥を浄水場内の天日乾燥床への排出

4 業務場所

酒田市中野俣地内

5 履行期限

令和8年12月25日

なお、作業日詳細については打合せのうえ決定とするが、天候や水質により、変更になる場合がある。

6 委託業務範囲

本仕様書は、業務の概要を記載するものであり、記載のない事項であっても業務完了のため当然行うべき事項は行わなければならない。

7 法令等の遵守

業務の施行にあたり、受注者は、労働安全衛生法等関係法令を遵守しなければならない。

8 軽微な変更

現場の取り合せ等のため生じた軽微な変更は、監督職員の指示により行うものとし、この場合において請負金額の増減はしないものとする。

9 疑義の解釈

- (1) この仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は、県側の解釈による。
- (2) 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符合しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

第2節 業務施行

1 作業用資材

業務施行上必要な資材、工具、消耗品等は、指定する物品等を除き、全て受注者にて準備しなければならない。ただし、清掃用の水道水は給水栓より支給する。また、清掃時に必要な消防ホース及びノズルも貸し出す。清掃終了後、洗浄して返却すること。

2 業務計画書

受注者は、契約後速やかに、業務実施に必要な業務計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合、次の事項を記載するものとする。

- (1) 実施工程表
- (2) 現場組織表
- (3) 施行方法
- (4) 緊急時の体制
- (5) 安全管理
- (6) その他

3 施行管理

受注者は、作業員名簿、作業日報等の施行管理記録を監督職員に提出しなければならない。

4 他工事等との協調

同一場所において別の工事等が施工されている場合は、互いに協調して円滑な施行を図らなければならない。本業務委託期間中は、以下の工事等を予定している。

- (1) 令和8年度 平田浄水場沈澱池等機械設備点検業務委託
- (2) 令和8年度 平田浄水場機械設備分解点検工事

第3節 現場における注意事項

1 事故防止

- (1) 受注者は、常に業務の安全に留意して作業を行い、事故防止に努めなければならない。
- (2) 業務箇所及びその周辺にある地上、地下の施設構造物に対しては、業務施行に伴い支障を及ぼさないよう関係者と協議の上、必要な処置をしなければならない。
作業に当たっては、作業工程について事前に打合せを行い、水処理に影響を与えることのないよう施行すること。
- (3) 水処理と平行して作業を実施するため、水処理へ支障を来たさないよう作業箇所周辺の整理整頓につとめ、水処理施設内への異物・油の混入等の無いよう防止策を講じ細心の注意を払い作業を行うこと。
- (4) 火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合は、関係法令の定めるところに従い、その保管及び取扱いについて、万全の方策を講じなければならない。

また、構内は全て禁煙となっていることから作業員に周知すること。

- (5) 作業現場が危険なため、一般の立入りを禁止する必要がある場合は、その区域に、適当な柵を設けるとともに、立入禁止の標識をし、夜間は適当な照明を施さなければならない。
- (6) 豪雨、出水その他天災に対しては、平素から天気予報等について十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかなければならない。
- (7) 作業時には、浄水・処理水に直接又は間接的に触れる可能性のある使用材料（主材料及び補助材料で有機溶剤、塗装剤、油脂・潤滑剤、洗剤など（以下「有機溶剤等」という。））を十分把握し、水質上の安全性に影響がないことを確認した上で材料や施行方法を選定すること。
- (8) 浄水施設や浄水・処理水付近での作業で、有害な有機溶剤等の使用を制限及び管理し、原則として処理水及び浄水付近での使用は避けること。ただし、やむを得ず使用する場合は次項による。
- (9) 浄水施設や浄水・処理水付近で、有機溶剤等を使用しなければならない場合は、施行方法を十分検討し、必要に応じて換気や養生等の適切な措置を講ずること。また、使用する有機溶剤及び使用条件により、適切に「有機溶剤中毒防止規則」に従い措置を講ずること。
- (10) 高所作業は、墜落防止器具を着用し転落防止を図ること。
- (11) 酸素欠乏の恐れのある場所での作業は、酸素濃度の測定及び換気を十分に行うこと。
- (12) 各設備の運転、停止、切替等の操作は当事務所職員が行うものとし、操作時には監督職員の指示に従うこと。

2 安全管理

受注者は、作業の安全確保に努め、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 作業責任者は作業中の作業者の行動及び作業現場の状況を常に把握し作業を安全に遂行すること。
- (2) 作業責任者は、作業の前日までに作業の時間、手順、作業範囲、危険防止措置など具体的事項について監督職員と打ち合わせること。
- (3) 作業者には作業に適した被服、防護具を着用させ、危険の防止を図ること。

3 整理・整頓

- (1) 受注者は、業務施行中、通行及び保安上の支障とならないよう資材、工具等を使用のつど整理・整頓しておかなければならない。
- (2) 受注者は、委託期間内に不用材料、機械類を整理するとともに、仮設物を撤去して跡地を清掃しなければならない。
- (3) 受注者は、業務施行中及び輸送中に伴い発生する各種廃棄物は、関連法令に従い適切に処理しなければならない。

4 既設備損傷時の修復

- (1) 業務施行中、誤って他の既設工作物を損傷させた場合は、監督職員に速やかに

報告するとともにその指示により早急に修復しなければならない。

第4節 提出書類

1 一般事項

- (1) 受注者は、次項の書類等を監督職員に提出すること。
- (2) 様式、提出先、提出期限及び部数は、次項及び監督職員の指示によること。
- (3) これに伴う費用は、受注者の負担とする。

2 品目、様式、提出期限及び部数

	品目	様式	提出期限	部数
1	業務計画書	任意	契約後速やかに	2
2	作業員名簿	任意	契約後速やかに	1
3	作業写真	任意	完了後直ちに	1
4	完了写真	キャビネ版	完了後直ちに	1
5	作業日報	任意	作業の翌日	1
6	業務完了報告書	A4版	完了後直ちに	2
7	打合せ議事録	任意	打合せ後5日以内	2
8	その他必要な書類	任意		2

第2章 作業内容

第1節 沈澱池他清掃作業概要

1 施設概要

(1) フロック形成池

- ①池 数：2池
- ②形状寸法：幅 10.8m×長さ 13.6m×水深 4.1m
- ③容 量：602.2m³/池

(2) 沈澱池

- ①池 数：2池
- ②形状寸法：幅 10.8m×長さ 26.5m×水深 5.3m
- ③容 量：1516.9m³/池

(3) 沈澱池流出渠

- ①池 数：2池
- ②形状寸法：幅 13.7m×奥行き 2.5m×水深 1.0m
- ③容 量：34.25m³/池

(4) 中間塩素混和池

- ①池 数：2池
- ②形状寸法：幅 13.7m×長さ 2.0m×水深 1.0m
- ③容 量：27.4m³/池

2 清掃作業

(1) 作業予定日：令和8年11月～12月（詳細は打合せによる）

(2) 以下の清掃作業を行う。

フロック形成池、沈澱池内部及び傾斜板、集水トラフ、沈澱池流出渠、中間塩素混和池

ただし、清掃作業前の放水作業及び清掃作業に伴う浄水場内機器類及びバルブ類（給水栓は除く）の操作は、企業局職員が行う。

(3) 沈澱池放水時に傾斜板の清掃を行い、沈澱池内部の水がなくなり次第、底部に溜まった汚泥をワイパー等でピットへ掻き集め、排泥池に排泥する。

また、ピット内に残った汚泥は、汚泥吸引車により吸引し、浄水場内指定天日乾燥床に排出する。

3 清掃方法について

(1) 設備が並列に整備されている箇所での作業の効率化を図るため、清掃の班編制を同時進行で作業できる体制（2班以上）を整えること。

(2) 上記清掃班とは別に、沈澱池上部からの指示監視を行う作業員を配置すること。

(3) 作業日数は1系統（フロック形成池～中間塩素混和池各池）で1日とする。

第2節 調整池排泥作業概要

1 施設概要

(1) 調整池

①池 数：1池

②形状寸法：幅 25.5m×長さ 62.15m×水深（前段：1.5m 後段 1.2m）

2 作業準備

(1) 建設機材及び作業資材等（ポンプ、発動発電機など）の搬入、設置

3 排泥作業

(1) 作業予定日：令和8年11月～12月（詳細は打合せによる）

(2) 調整池内上澄水排水

(3) 高圧洗浄機運転、堆積泥土の軟化

(4) 排泥用サンドポンプ運転、ホース操作、泥土の吸引

4 堆積土量測定

(1) 調整池堆積泥土量測定（泥土量過多の場合、省略することができる。）

(2) 天日乾燥床搬入泥土量測定：調整池用天日乾燥床

(3) 調整池残留堆積泥土量測定（調整池用天日乾燥床に全量排出できなかった場合）

5 調整池排泥作業範囲

(1) 調整池堆積泥土の排出先は、調整池脇の調整池用天日乾燥床とする。

(2) 上記、乾燥床が満杯となった時点で排泥作業を終了とする。

- (3) 作業日数は3日を目処とする。

第3節 濃縮槽の排泥清掃作業概要

1 施設概要

(1) 濃縮槽

- ア 槽 数：2槽（No.2のみ清掃）
- イ 形状寸法：幅7.5m×長さ7.5m×水深4.5m
- ウ 容 量：253.1m³/池

2 清掃作業

- (1) 作業予定日：令和8年11月～12月（詳細は打合せによる）
- (2) 濃縮槽(No.1)の排泥清掃（放水及びブラシがけ）を行う。ただし、清掃作業前の放水作業及び清掃作業に伴う浄水場内機器類及びバルブ類（給水栓は除く）の操作は、企業局職員が行う。
- (3) 作業日数は、濃縮槽1槽(No.1)あたり1日とする。

第4節 排水池及び排泥池の排泥清掃作業概要

1 施設概要

(1) 排水池

- ア 池 数：2池
- イ 形状寸法：幅10.45m×長さ8.3m×水深7.0m
- ウ 容 量：607.1m³/池

(2) 排泥池

- ア 池 数：2池
- イ 形状寸法：幅2.5m×長さ7.5m×水深4.5m
- ウ 容 量：84.4m³/池

2 清掃作業

- (1) 作業予定日：令和8年11月～12月（詳細は打合せによる）
- (2) 排水池及び排泥池の排泥清掃（放水及びブラシがけ）を行う。排水池については、ピット内の砂、汚泥を汚泥吸引車により吸引し、浄水場内調整池用天日乾燥床に排出する。ただし、清掃作業前の放水作業及び清掃作業に伴う浄水場内機器類及びバルブ類（給水栓は除く）の操作は、企業局職員が行う。
- (3) 作業日数は、排水池1池あたり1日、排泥池1池あたり0.5日とする。

第3章 その他

1 一般事項

- (1) 作業後の確認は県が立ち合うものとし、詳細については打合せの上決定する。
- (2) 清掃作業実施日は、別途契約の「沈澱池等機械設備点検業務委託」の作業日と合わせるため、別途打合せの上、実施日を決定する。なお実施日は、天候や水質、その他状況の変化により変更することがある。